

## 令和8年度大船渡市若者交流促進支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、少子化の一因となっている若者人口の社会減対策の一環として、若者が暮らしやすく、活躍できる地域社会の実現に向け、市内の事業所や団体が、若者同士の交流の場や活動を創出する事業を実施する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「若者」とは、15歳から39歳までの者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次のとおりとする。

(1) 市内に店舗（事務所、支店及び営業所を含む。）を有する事業者

(2) 市内に住所を有する者3人以上で構成する市内の団体（任意団体を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業者又は団体は、補助金の交付対象者とならない。

(1) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする団体

(2) 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者を含んだ団体

(3) その他市長が補助金の交付を不相当と認める者

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する催事等で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 市内で開催するものであること。

(2) 主たる対象者を若者として、参加者10人以上を対象に企画するものであること。

(3) 若者同士の交流を広げる活動であること。

(4) 参加者募集等の告知は公表することとし、かつ、性別を限定しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。

(1) 第6条に規定する補助金の交付申請において、次条に規定する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が2万円未満の事業

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は害するおそれのあるもの

(3) 特定の商品の販売若しくは販売のあっせん又は事業以外の業務への勧誘等事業の趣旨を逸脱する活動を行うもの

(4) 事業者や団体内における福利厚生が目的と認められるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとして認めるもの

### (補助対象経費、補助金の額等)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、補助対象事業の実施に必要な経費とし、別表第1のとおりとする。

2 補助金の交付は、交付対象者ごとに、1年度につき1事業までとする。ただし、予算

の範囲内において、市長が認めたときは、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大船渡市若者交流促進支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、大船渡市若者交流促進支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助事業内容の軽微な変更)

第8条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 補助金交付額の20パーセント以内の減額変更で、経費の配分に係る変更
- (2) 補助金交付額の20パーセント以内の減額変更で、事業計画の大幅な変更を伴わない変更

(申請の取下期日)

第9条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び提出期日)

第10条 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期限は、別表第2のとおりとする。

(高校生特例)

第11条 申請者が高校生で構成する団体である場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第2項第1号	2万円未満	1万円未満
別表第1	補助対象経費の5分の4に相当する額とし、20万円を限度	補助対象経費の額とし、10万円（先進性又は波及性が高いと市長が認める事業（以下「先進等事業」という。）にあっては20万円）を限度
別表第1の備考2	参加者1人当たり3,000円を上限とし、最大6万円	参加者1人当たり2,000円を上限とし、最大5万円（先進等事業にあっては、参加者1人当たり3,000円を上限とし、最大6万円）

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

補助対象経費	補助金の額
報償費、人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費、委託費、使用料、借上料、印刷製本費、広告料、食糧費、備品購入費、保険料等	左欄の補助対象経費の5分の4に相当する額とし、20万円を限度とする。

備考

- 1 印刷製本費と広告料の補助対象経費は、合算した額に対し、5万円又は補助対象経費総額の4分の1に相当する額のいずれか低い方を上限とする。
- 2 食糧費の補助対象経費は、参加者1人当たり3,000円を上限とし、最大6万円までとする。
- 3 備品購入費の補助対象経費は、5万円又は補助対象経費総額の4分の1に相当する額のいずれか低い方を上限とし、事業終了後の活用用途を明らかにしなければならない。
- 4 他の補助制度により補助金の交付を受けている経費については、補助対象経費から除く。
- 5 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 6 補助対象経費の細目は、市長が別に定める。

別表第2 (第10条関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第10条の規定による書類	大船渡市若者交流促進支援事業計画変更(中止・廃止)承認申請書 1 事業計画変更書 2 収支予算変更書 3 その他市長が必要と認める書類	第5号	別に定める。
規則第14条第1項の規定による書類	大船渡市若者交流促進支援事業補助金交付請求精算書 1 事業実績書 2 収支決算書 3 その他市長が必要と認める書類	第6号	別に定める。
規則第15条第2項の規定による書類	大船渡市若者交流促進支援事業補助金交付の前金払請求書	第7号	別に定める。